

令和 7 年 9 月 18 日

市政記者クラブ 様

スポーツ市民局市民生活部市政情報課

担当：小林（電話：972-3151）

保有個人情報開示請求書の控えの誤送付について

スポーツ市民局市民生活部市政情報課において、保有個人情報開示請求書（以下「請求書」という。）の控えの誤送付がありましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

1 概要

諸般の事情により住民票上の住所とは異なる居所に住んでいる A さんに、請求書の控えを送付すべきところ、住民票上の住所に送付し、A さんの居所を知らない配偶者の B さんに A さんの個人情報等が漏えいしたものの

2 経緯

令和 7 年 8 月 26 日（火）

A さんの請求書を郵送にて受付し、その控えを、送付先として指定された居所ではなく、B さんが居住する住所に送付

同月 29 日（金）

A さんからの指摘により誤送付が判明

3 漏えいした個人情報

A さんの氏名、住所、居所、電話番号、A さんの子の氏名、A さんの子の生年月日、保有個人情報開示請求の内容

4 対応

誤送付が判明した当日、A さんに電話で謝罪と説明を行い、関係機関と連絡を取りながら、費用負担を含め安全を確保する対策を講じました。

5 原因

A さんからの請求書には、住所と異なる居所が送付先として記載されていましたが、居所の記載を見落とし、住所を宛先としてしまいました。

郵送前には、職員間で氏名、宛先等のダブルチェックをしておりましたが、当該職員も居所の記載を見落とし、送付してしまいました。

6 再発防止策

今回の事態を重く受け止め、個人情報保護の重要性について改めて職員に注意喚起を行うとともに、住所と異なる居所がある場合の事務手続きの見直しや個人情報が記載された文書の送付を必要最小限にとどめるなど、再発防止に向けた取り組みを徹底します。